

## 太田市養育費確保支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公正証書等及び保証会社を利用して養育費を確保しようとする太田市のひとり親に対し、予算の範囲内において、太田市養育費確保支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、養育費の確保の促進を図り、もってひとり親家庭の経済的な自立への支援に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公正証書等 養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾文言付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等をいう。
- (2) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。
- (3) ひとり親 現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしておらず児童を扶養している者をいう。

### (助成対象者等)

第3条 助成金の交付を受けることができる者、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金額は、別表のとおりとする。

### (交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太田市養育費確保支援事業助成金交付申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）に次に掲げる書類（以下この条において「添付書類」という。）を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によってその内容を確認することができる場合は、添付書類の一部の添付を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。）
- (4) 前年（1月から6月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村（特別区の区長を含む。以下同じ）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書等の書類及び当該控除対象扶養親族の前年（1月から6月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

- (5) 助成対象経費の支払があったことを証する領収証書等の写し
- (6) 養育費の支払についての取決めをした公正証書等の写し
- (7) 保証会社と締結した保証期間を1年以上とする養育費の保証契約書（養育費の保証契約に要する費用を請求する場合に限る。）の写し
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、第1項第5号の領収証書等の写しについて、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 宛先
- (2) 作成年月日
- (3) 取引内容
- (4) 領収者の住所、氏名及び領収印

3 前項の規定にかかわらず、郵便局又は官公署が発行する領収証書及びレシートについては、第1項第5号の領収証書等の写しとみなして取り扱うものとする。

4 市長は、第1項第6号の公正証書等の写しについて、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 養育費の取決め
- (2) 強制執行認諾文言（公正証書に限る。）

5 市長は、第1項第5号の領収証書等の写し及び同項第6号の公正証書等の写しについては、確認後、必要に応じて写しを取って申請者に返却するものとする。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、助成金の交付の可否及び助成金額について決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を行うことを決定したときは、申請者に対し太田市養育費確保支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、助成金の交付を行わないことを決定したときは、理由を付して、太田市養育費確保支援事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第6条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者は、太田市養育費確保支援事業助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による太田市養育費確保支援事業助成金交付請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書に係る助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、太田市養育費確保支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年4月1日以後に取り決められた養育費に係る経費について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 助成区分             | 対象者                                                                                                                                                                                                                              | 対象経費                                                                                                                                                                           | 助成金額                                            |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 1 公正証書等の作成に要する費用 | <p>申請日において本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者</p> <p>1 児童扶養手当の支給を受けている者又はこれと同様の所得水準にある者</p> <p>2 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者</p> <p>3 養育費の取決めに係る公正証書等を有している者</p> <p>4 過去にこの助成区分に係る助成金を交付されていない者</p> | <p>次に掲げる養育費の取決めに要する経費</p> <p>1 公証手数料令（平成5年政令第224号）第9条で定める手数料</p> <p>2 家庭裁判所の調停若しくは審判の申立てに要する収入印紙代又は裁判に要する収入印紙代</p> <p>3 戸籍謄本等の添付書類の取得費用（養育費に関連するものに限る。）</p> <p>4 連絡用の郵便切手代</p> | <p>実際に支出した経費と5万円を比較していずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。</p> |
| 2 養育費の保証契約に要する費用 | <p>申請日において本市に居住し、住民基本台帳法の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者</p> <p>1 児童扶養手当の支給を受けている者又はこれと同様の所得水準にある者</p> <p>2 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者</p> <p>3 養育費の取決めに係る経費を負担した者</p>                                                     | <p>保証会社と養育費の保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回の保証料として申請者が負担する費用とする。</p>                                                                                                                    | <p>実際に支出した経費と5万円を比較していずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。</p> |

|  |                                                                                                               |  |  |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
|  | <p>4 養育費の取決めに係る公正証書等を有している者</p> <p>5 保証会社と保証期間を1年以上とする養育費の保証契約を締結している者</p> <p>6 過去にこの助成区分に係る助成金を交付されていない者</p> |  |  |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|